

論文式試験合格への道(その2)~法令基準集の使い方と過去問について~

TAC梅田校·神戸校 監査論講師 岡田 健司



まずはじめに(やってはいけないこと)

- ×テキスト、問題集(※)の丸暗記 →効率が悪く、無駄・不要。
- ×答練、模試、過去問の模範解答の丸暗記 →効率が悪く、無駄・不要。
- ×<u>監査基準委員会報告書や法令基準集(※)の通読</u> →効率が超悪く、無駄・不要。
- ×曖昧な知識の拡大 →曖昧な知識はむしろ有害で無用。





(※) 暗記についての注意点

ただし、監査基準前文及び本文、監査報告書全文など<u>正確な暗記が必要なものもあります</u>。 「法令基準集に掲載されない重要な基準や規定」が暗記対象になるので、暗記すべきもの とそうでないものの線引きを、あらかじめ正確にしておきましょう(あとで触れます。)。

覚えるべきことと覚える必要のないものの峻別はどする?

◎法令基準集に掲載されない重要な基準や規定は覚えていく必要がある

具体的には以下(完璧度合い/優先順位(A>B>C)、

- □ 監査基準前文(丸暗記ではなく改訂の背景と趣旨を書ける程度に/A)→但しほぼテキストで網羅
- □ 監査基準本文(出題可能性の高い箇所(監査の目的等)はできるだけ/B) cf:入門テキスト末尾
- □ 金商法A/R(無限定適正)全文(一言一句が望ましい/B) cf:上級テキストP132・133
- □ 四半期レビュー報告書(無限定結論)全文(余裕あれば/B) cf:上級テキストP232-233
- □ 内部統制監査報告書(余裕あれば/C) cf:上級テキストP256・257
- □ 内部統制報告書(めっちゃ余裕あれば/D) cf:上級テキストP250



令和4年度論文式試験範囲の注意点

◎法令や基準の適用基準日:

令和4年4月1日(租税法のみ令和4年1月1日)に施行・適用されている法令・基準

◎上級テキストの発行日:

講義開始上止むを得ないズレがある

令和3年(2021年)4月3日

- ◎この間に新たに施行・適用となる主な基準 例)改正監基報315及び540など
 - →これらは詳しくは直前講義でフォローします。



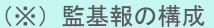
法令基準集の使い方(試験当日)

- ② どんな時に使用するかー使用ケース1ー □論点を特定することができたが、正確にテキストを覚えていない場合
 - こんなときは、<u>該当する監基報から「要求事項」「適用指針」</u>を抜き出して記載しましょう。
- ◎ どんな時に使用するかー使用ケース2ー(以下の3条件が揃ったとき)
 - ロテキストにもない、見たこともない論点
 - □答練にも、全答練にも出たこともない論点
 - □このままではまったくの白紙になってしまう →白紙は絶対に回避すべき!
 - こんなときは、該当する監基報から「要求事項」を抜き出して記載しましょう。
- ◎ どんな時に使用するかー使用ケース3ー
 - □正確な用語が思い出せない場合
 - こんなときは、該当する監基報に「定義」規定がありますのでそれを確認しましょう。
 - ◎ 上記の3つの使用ケースに備えるために次の頁の準備をしましょう。



法令基準集の使い方(学習時・準備段階)

- ② 法令基準集自体を読み込むことは辞めてください、意味はありません。
- ∞ただし、試験当日に使えるよう備えておくこと、準備しておくことは必要です。
- ∞どうやって備えるのか。
 - © その1:次の頁のとおり、<u>各監基報が何を定めた基準(どの論点、どのシーンで使</u> 用する基準)かを理解しておく。
 - ◎ その2:各監基報の原典をダウンロード、そのうえで、<u>目次のみ印刷してノートに貼り付け、各監基報が定めている要求事項(※)の項目</u>について「ふ~ん」と思いながら、なんとなく読んでおく(最終回で配布します)。
- ② これにより、当日に必要な規定を検索できるように備えておきましょう。



監基報は、**目次、Ⅰ前文**(①報告書の(対象とする)範囲、②報告書の目的、③定義(規定))、**Ⅱ要求事項、Ⅲ適用指針**という構成になっています。

Ⅲの要求事項にはその規定に関して参照されるⅢ適用指針が明記されています。ですので、要求事項が検索できれば適用指針も参照することができます。



法令基準集の構成

報告書	名称	概要
品質管理基準委員会 報告書【品基報】第1号	「監査事務所における品質管理」	監査事務所における品質管理
監査基準委員会報告書 【監基報】200	「財務諸表監査における総括的な目的」	財務諸表監査の基礎的理論(経営 者の責任)や基礎的用語
同210	「監査業務の契約条件の合意」	監査契約について問われた時
同220	「監査業務における品質管理」	個々の監査業務における品質管理
同230	「監査調書」	監査調書としての要件が規定
同240	「財務諸表監査における不正」	<u>例外的に使いやすい</u>
同250	「財務諸表監査における法令の検討」	法令違反やコンプライアンスにつ いて問われた時
同260	「監査役等とのコミュニケーション」	
同265	「内部統制の不備に関するコミュニケーション」	内部統制の不備について「伝達」 「コミュニケーション」の観点か ら問われた時





報告書	名称	概要
監査基準委員会報告書 300	「監査計画」	
同315	「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」	改正
同320	「監査の計画及び実施における重要性」	計画と実施段階の重要性
同330	「評価したリスクに対応する監査人の手続」	
同402	「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」	委託業務の監査について問われた時
同450	「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」	意見形成時の虚偽表示の取扱い
同500	「監査証拠」	監査証拠の特質と具体的な監査手続 精査と試査等項目の抽出方法
同501	「特定項目の監査証拠」	棚卸・立会、訴訟事件、セグメント情報について問われた時
同505	「確認」	残高確認について細かく問われた時
同 5 1 0	「初年度監査の期首残高」	初年度監査または監査人の交代につ いて問われた時
同 5 2 0	「分析的手続」	分析的手続(分析的実証手続を含 む。)の意義と留意事項
、同530	「監査サンプリング」	サンプリング方法について具体的に 問われた時
		1

報告書	名称	概要
監査基準委員会報告書 【監基報】540	「会計上の見積りの監査」	改正
同550	「関連当事者」	
同560	「後発事象」	事後判明事実を含む(講義後補足)
同 5 7 0	「継続企業」	
同 5 8 0	「経営者確認書」	
同600	「グループ監査」	連結に関する問題の時
同 6 1 0	「内部監査人の作業の利用」	
同 6 2 0	「専門家の業務の利用」	
同700	「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」	
同701	「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」	KAM(監査上の主要な検討事項)が問われた時、KAMの目的は報告書の範囲にも記載されている(使いやすい)
同705	「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」	除外事項について問われた時
同706	「独立監査人の監査報告書における強調事項区分と その他の事項区分」	いわゆる追記情報について問 われた時
同710	「過年度の比較情報ー対応数値と比較財務諸表」	比較情報について問われた時

報告書	名称	概要
監査基準委員会報告書 720	「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその 他の記載内容に関連する監査人の責任」	その他の記載内容が特に問わ れた時
同800	「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された 財務諸表に対する監査」	特別目的の監査について問わ れた時
同805	「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」	× (使うことはない。)
同810	「要約財務諸表に関する報告業務」	× (使うことはない。)
同900	「監査人の交代」	初年度監査または監査人の交 代について問われた時
同 9 1 0	「中間監査」	× (使うことはない。)
	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令・同ガイドライン(様式を除く。)	監査基準(3条3項)、監査 報告書等の記載事項(4条) が思い出せない時、法令違反 等事実が問われた時(7条)

☆本番で「『法令基準集』を使いこなす力とは。

①各基準書が何を規定したものかの暗記(例:600「グループ監査」=連結監査時の考慮事項)

②各基準書がどういう体系になっているのかを知っておく(=必要な規定を抜き出せる)。

要求事項:監査人が必ず実施しなければならない事項(括弧で参考となる適用指針の条文)

適用指針(A~):要求事項の解釈に関係するもの

※ 不正リスク対応基準適用企業の監査のみに適用される規定にはFが付されます。

過去問の分析結果(初回に配布したプロット図も参照)

- ◎ 「**監査の実施の局面」「監査報告書**」の内容が出題の大半を占める
- ◎ また近年「**事例**」が必ず出題され、上記も事例に絡めての出題が増えている (令和3年度は事例問題が2題出題されました。今後どうなるかは不明。)
- ◎ 実施基準の基本原則として「リスク・アプローチ」、「重要性」は頻出
- ◎ ある論点を通じて縦串で「監査計画」、「監査の実施」、「監査報告」それぞれの場面での注意点や、一連のつながり・流れを問う事例もよく登場する 例)会計上の見積りや継続企業の前提(GC)など
- ⇒また、「**二重責任の原則**」は形・姿・題材を変え、よく問われている
 - 不正に対する責任、GCに対する責任、監査報告書、追記情報、経営者確認書、内部統制等

過去問の分析結果(別紙も参照)

- © 四半期レビューは財務諸表「監査」との対比で問われることが殆ど(単独での大問の出題可能性は低い)
- © 内部統制監査も同様(平成24年度は例外、どの予備校も驚いた、平成30年、令和元年に小問で久しぶりに出題(試験委員の研究分野))
- ◎「監査の品質管理」は抽象的で難しいので、問われにくい
- 一般基準は近年出題を潜めていたが、令和2年度に「独立性」が大問で出題、なお、 今後も解答にあたり、「専門性」、「公正不偏の態度」、「独立性の保持」、「正当な注 意」、「職業的懐疑心の保持」はときにキーワードとなり書くと加点要因になることもあ るので、常に頭には置いておくとよい(特に、後者2つ)
- 昨今の監査状況から「不正」「会計上の見積り」「GC」「監査意見の形成」はいつ出題されてもおかしくない論点、昨今の監査状況を理解するために、「会長通牒平成 28年第1号」はぜひ一読して欲しい。



絶対に合格して 会計士になろう!



绝对合格宣言!